

応急修理にかかる工事例

1 典型的な応急修理の工事例

- ①壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む。）
- ②傾いた柱の家起こし（筋交の取替，耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る。）
- ③破損した柱梁等の構造部材の取替
- ④壊れた床の補修（床の補修と合わせて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。ただし，一戸当たり6畳を限度とする。）
- ⑤壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には，当該壁の部分に限り対象とする。）
- ⑥壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には，鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
- ⑦壊れた戸，窓の補修（破損したガラス，カギの取替を含む。）
- ⑧壊れた給排気設備の取替
- ⑨上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管理め込み部分の壁等のタイルの補修を含む。）
- ⑩電気，ガス，電話等の配管の配線の補修（スイッチ，コンセント，ブラケット，ガス栓，ジャックを含む。）
- ⑪壊れた便器，浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが，洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と合わせて行わざるを得ない最小限の床，壁の補修を含む。）

2 応急修理の基本的な考え方

- ① 当該災害の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。

例 ○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）

○壊れた便器の取替（×洗浄機能等の付帯したものは不可）

○割れたガラスの取替（取替えるガラスはペアガラスでも可）

×壊れていない便器の取替

×古くなった壁紙の貼替

×古くなった屋根葺き材の取替

- ②内装に関するものは原則として対象外であるが，床や壁の修理と合わせて畳等や壁紙の補修が行われる場合については，以下の取扱とする。

・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には，1戸当たり6畳相当を限度として対象とする。

・壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には，当該壁の部分に限り対象とする。

例 ×壊れた石膏ボードのみの取り替え

×畳や壁紙のみの補修

- ③修理の方法は代替措置でも可とする。

例 ○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設

- ④家電製品は対象外とする。